

<b>越谷市本庁舎整備審議会 第8回会議 会議録</b>	
開催日時	平成26年8月4日(月) 13:30~14:10
開催場所	越谷市役所本庁舎5階 第1委員会室
出席者等	出席委員(17名) 積田会長、浅見会長職務代理者、名倉委員、田中委員、加藤委員、 福田委員、竹内委員、金子委員、野口委員、山田委員、中村委員、 松本委員、坂崎委員、船山委員、大塚委員、會田委員、村田委員 欠席委員 高橋委員、渡辺委員 事務局 青山総務部長、藤浪総務部副部長(兼)総務管理課長、 中山総務管理課副主幹 総務管理課：斉藤主査、三ツ木主査 傍聴者 なし
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 越谷市本庁舎整備基本構想(案)について 4 その他 5 閉会
会議資料	・【資料1】パブリックコメントの実施結果について ・【資料2】越谷市本庁舎整備基本構想(案)
審議等の内容	別紙・会議録(要旨)のとおり
<b>【合意・決定事項等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎整備基本構想(案)については、今回の委員からの意見を踏まえ、文言の整理を行ったもので決定とする。</li> <li>・次回は市長へ答申を行う。日程については後日お知らせする。</li> </ul>	

## 会議録（要旨）

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

- ・ 前回の審議会で決定した本庁舎整備基本構想（素案）に対するパブリックコメントを、当審議会として6月中旬から7月中旬にかけて行った。本日はその結果を報告するとともに、審議会から市長へ答申する、本庁舎整備基本構想（案）について決定するため、ご審議いただきたい。

## 3 議 事 （議長：積田会長）

〔議長〕本日の議事は1件です。越谷市本庁舎整備基本構想（案）について、事務局から説明願います。

- ・ 事務局から資料1及び資料2に基づき説明した。  
（説明概要）

【資料1について】6月16日から7月15日の1か月間、本庁舎整備基本構想（素案）に対するパブリックコメントを実施し、3人の方から8件の意見が寄せられた。

意見があった部分を目次別に整理すると、「4. 本庁舎に必要な機能や使いやすい庁舎の検討」に3件、「5. 導入機能の整備方針」に2件、「6. 本庁舎の規模の検討」に1件、「7. 本庁舎の整備方式」に2件という結果となった。以下、お寄せいただいた意見の要旨、その意見に対する審議会としての考え方の案、素案の修正の有無の順に説明する。

意見No.1～3は、素案の18～19ページ「4. 本庁舎に必要な機能や使いやすい庁舎の検討」に対しての意見である。「機能とスペース」に掲げられた優先順位が理解できないとの前提に立った意見で、要旨としては、「市民サービス機能」を冒頭に位置づけているのはどうなのか、「市民交流活動機能」の優先順位が高すぎるのではないかと、また、「防災拠点機能」、「行政執務機能」、「議会機能」の優先順位が低いのではないかと、というものである。これに対する審議会の考え方は、ここでは優先順位を挙げているのではなく、「基本理念」や「基本方針」から求められる導入機能を示したものであるとしたうえで、意見のあった点については、それぞれ素案の内容に盛り込まれているとして、「素案の修正なし」と考える。

意見No.4～5は、素案の20～21ページ「5. 導入機能の整備方針」に対しての意見である。1点目は防災機能に関して、庁舎の防災機能として想定しておくべき災害を、「首都圏域大規模震災」「広域水害」等と捉え、想定外の事態にも対応できる施設整備を願いたい、等の趣旨である。これに対する審議会の考え方は、市民アンケートにおいても、市庁舎の理想として「防災拠点機能を備えた庁舎」を挙げる方が最も多く、庁舎に十分な耐震性を備えるとともに、災害対策本部機能や防災拠点施設としての機能を充実させることが素案の内容にも盛り込まれているので、「素案の修正なし」と考える。2点目は越谷らしさシンボル機能に関して、市役所は越

谷のシティプロモーションとしての場でもあり、PRにふさわしい「越谷らしさ」とは何かを考えると、越谷は「国民健康保険発祥の地」であり、庁舎敷地内にある「相扶共済」の碑や、関連資料を目に付くところに移設したらどうかという趣旨である。これに対する審議会の考え方は、基本理念で「越谷らしさが感じられる庁舎」、基本方針では「訪れることで越谷を知ることができる庁舎」を掲げており、素案の内容にも盛り込まれていることから、意見の概要について基本構想（案）の資料編に添付することとして、「素案の修正なし」と考える。

意見No.6は、素案の22～24ページ「6. 本庁舎の規模の検討」に対する意見である。市役所は市民の必須施設なのだから、将来の行政サービスの変化にも対応できる十分な庁舎にしてもらいたい、という趣旨である。これに対する審議会の考え方は、「将来の職員数の増減や市民ニーズの変化に伴う組織改変への柔軟な対応などを想定して、施設計画を行う」と素案の内容にも盛り込まれていることから、「素案の修正なし」と考える。

意見No.7～8は、素案の26～28ページ「7. 本庁舎の整備方式」に対する意見である。1点目はA案（建替え案・仮設庁舎の設置なし）を最良と考えているという趣旨の意見である。これに対する審議会の考え方は、建替え案が有利である旨が素案に盛り込まれており、建替え案の中でコストを比較すると、仮設庁舎を設置しないA案が最も有利と考えられ、素案の内容にも盛り込まれていることから、「素案の修正なし」と考える。2点目は、A案にてイニシャルコストを抑えていくべき、また、（仮称）第三庁舎の会議室の土日などの貸出は検討できないかという趣旨である。これに対する審議会の考え方は、市民アンケートの自由記述においても、「建設コストに配慮し、財政負担のかからない庁舎にしてほしい」との意見が最も多く、コスト抑制という点については「ライフサイクルコストを低減した庁舎」として素案の内容にも盛り込まれている。また、市役所会議室については、管理する市側としても一般開放が難しいため、他の公共施設を利用願いたいとのことであり、「素案の修正なし」と考える。

(1) 越谷市本庁舎整備基本構想（案）について

〔議長〕事務局から説明の通り、パブリックコメントにおいて3名の方からご意見があった。資料1及び資料2についてご意見やご質問があればお願いしたい。

〔委員〕資料2の33ページ、事業スケジュールについて。答申日が決まっていないこともあるが、基本計画策定が8月位から始まるような表記となっている。基本構想が策定される時期、基本計画に取り掛かる時期は、答申日に合わせるということによりか確認したい。

〔事務局〕ここでは、9月前後の答申を想定したスケジュールとした。基本構想策定後、基本計画は1年程度の期間で策定したいと考えている。答申日に合わせて、このあたりの表記は修正したい。

〔委員〕資料2の11ページ、別表2について。職員数が記載されている

が、表中の他の数字は平成 25 年 4 月現在であるのに対し、職員数のみ平成 24 年 4 月現在となっている。職員数も平成 25 年 4 月現在とし、時点を合わせてはどうか。

〔事務局〕 審議会で資料としてお示した時点のデータを掲載しているものである。ご指摘のように時点を揃えることができるか検討し、可能であれば数値を更新して掲載する。

〔委員〕 資料 1 の 2 ページ、意見 No. 7 について。審議会の考え方の案として「整備方式については、A 案を最良と考え、本庁舎を建替えにより整備するよう市に答申します」とある。答申する資料は基本構想（案）が中心になると思うが、基本構想（案）では各案の比較はしているものの、A 案が最良とは書いていない。素案の修正はしないということと、審議会では A 案を最良と考えるということがよく分からない。例えば、答申時に基本構想（案）の他にこの資料 1 が添付されるということか。

〔事務局〕 基本構想（案）31 ページの 2）の中で、第二庁舎・（仮称）第三庁舎を活用しながら、市民サービスが低下することの無いような建設工程を計画するとしている。これに該当するのは A 案となる。A 案とは直接書いていないが、同じく 31 ページの 2）の中で、コストを考慮しながら計画します、という形で表現している。

〔委員〕 資料 1 の 2 ページ、意見 No. 8 の会議室貸出しについて、既存の市役所会議室の貸出は難しいとあるが、基本構想（案）の 15 ページ（現庁舎の課題）を見ると「会議室の不足」のところに「市民の会議室利用を考えると更なる拡張が求められる」とある。市民への開放については、市民協働スペースを将来的に作るという前提があるので、このような表記になっていると理解してよいか。

〔事務局〕 ここでいう「市民の会議室利用」とは、一般に貸出すということではない。市と市民が会議をする際の会議室が充足しておらず、会議室の拡張が求められるということを示している。今回のパブリックコメントでの意見は、（仮称）第三庁舎の会議室を土日などに一般へ貸出すことが検討できないかという内容である。庁舎内の会議室は、中央市民会館のような貸出会議室としての機能を想定しておらず、セキュリティ面なども考慮すると、一般に利用できる会議室というのは難しいと考えている。あくまでも行政利用、あるいは協働する際に利用する会議室という位置付けで考えているので、ご理解頂きたい。

〔委員〕 2 点確認したい。1 点目は、9 月の答申がどういう形で行われるのか。答申の本文はこの基本構想（案）だとして、資料 1 のパブリックコメントに対する「審議会の考え方」の中に、「市に答申します」との記述がいくつかあるが、これらをまとめた何らかの文章が添付されることになるのか。

2 点目は、資料 1 の 1 ページの意見 No. 1 ～ 3 について。基本構想

(案)の19ページの「機能とスペース」に掲げた順番が優先順位を示しているのではないかとこの前提からの意見だが、この部分に、優先順位を示すものではないと分かるような記述を入れるのはどうか。

〔事務局〕1点目の答申の形態については、この基本構想(案)が答申の主要部分になると考えている。基本構想(案)に、答申書として審議会会長から市長への表書きがつくという形を考えている。

2点目の、優先順位を示すものではないとの記述追加については、そこまで明記しなくてもよいと考えており、ご理解いただきたい。

〔委員〕基本構想(案)の9ページ、(1)市庁舎の経過等については、過去形での表現がよいのではないかと。最後の文章の「課題となっています」を「なっていました」等の表現がよいと思う。

また、22ページの表3について、区分と換算率となっているが、換算率としている縦軸がわかりにくい。一番上の行は単純に「区分」としたほうが表自体はすっきりするのではないかと。

〔事務局〕9ページの文章について、過去形で表現したほうがよいのではないかという点については、最後の文章の「課題となっています」を「課題となっていました」と変更するよう調整したい。

22ページの表3は総務省の旧起債基準があり、その書式にならった表現としている。他自治体で総務省基準により試算している例を見ても、同様の表を使っていることから、先々、他の事例とも比較できるようにと考え、このような表記とさせていただいたのでご理解いただきたい。

〔委員〕基本構想(案)の28ページ、比較表に建替え案(A・B案)についてまとめた表記があるが、A案・B案では工事の過程が異なるのではないかと。「整備計画」の欄に、「本庁舎解体後、新築による建替え計画」とあるが、A案は本庁舎を解体する前に一部建築するので、「解体後」ではないのではないかと。

また、同じ表で、第二庁舎が「既存のまま」となっているが、レイアウトや動線計画も含めて考えると、果たして「既存のまま」という表記でよいのか。

〔事務局〕A案は本庁舎を残したままで新庁舎を建築、B案は本庁舎を解体してから新庁舎を建てるということであるので、両方を包含する表現に修正する。また、第二庁舎に関しては現在ある建物なので、現時点では現状を変えることは考えていない。将来的には、ご指摘のとおり接続方法等を考える中で手を加える部分もあるかも知れないが、基本的には現状の機能で行うという考え方であり、この表記となっている。

〔委員〕同じ表だが、A・B案の「建築計画」に「コンパクトで一体的」との記載がある。B案はコンパクトであると理解できるが、A案は中央新庁舎があり、コンパクトではないと思われ、案の中では

建築面積が最も大きくなるのではないか。A・B案を一括りに「コンパクト」とするのは違和感がある。

〔事務局〕これらの案について審議会で議論いただいた際、A案については、中央部分を少し大きく表現して提示したものであるが、A案に近い形で、建築面積を抑えながら、第二庁舎、(仮称)第三庁舎と新たな本庁舎の距離をできるだけ短くなるよう計画したいと考えている。これについては、31ページの2)に「現在の本庁舎の南側低層部を含めた部分に新たな本庁舎が位置するよう工夫しながら計画します」と記載されていることを踏まえて、コンパクトな設計をしていきたいと考えている。

〔議長〕それでは、ただいまの各委員からのご指摘やご意見を踏まえ、文言の一部について整理及び加筆等を加えさせていただきたい。なお、全体的に原案のとおりとし、私と事務局で文言の整理をしたうえで、本庁舎整備基本構想(案)として決定したいと思いますがいかがでしょうか。

〔各委員〕(異議なし)

〔議長〕それでは、一部の文言の整理をさせていただくが、本庁舎基本構想(案)については、概ねこの内容で決定する。

なお、次回は市長への答申を行う。

#### 4 その他

〔事務局〕基本構想(案)の冊子の末尾に「資料編」を追加する予定である。委員の名簿、今回のパブリックコメントの概要等を追加し、答申に添付させていただく。

また、委員の任期については、審議会条例により答申の日までとなっている。答申の日程については、後日調整のうえ通知する。

#### 5 閉会